

## 調査の概要

- 1 この調査は昭和32年から住民基本台帳法(昭和32年から昭和42年までは住民登録法)、住民基本台帳等人口調査要綱及び同要領に基づき、区市町村長から世帯数、人口及び年齢構成を毎年1月1日現在で報告を受け、集計しているものである。  
なお、住民基本台帳法は、平成21年法律第77号において、住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立し、平成24年7月9日に施行されたことに伴い、日本人住民と同様に、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることとなった。
- 2 調査項目は、住民基本台帳に記載されている区市町村ごとの世帯数、男女別人口、町丁(字)別及び年齢別人口である。
- 3 調査対象としての人口・世帯数とは、東京都内の区市町村に住所を定めている者として、当該区市町村の住民基本台帳に記載されている者の数及びそれらの者が構成している世帯の数である。
- 4 町丁(字)制を施行していない地域等については、通常用いている区画(自治会、町会名称等)によることとしたが、利島村、神津島村、御藏島村及び青ヶ島村については、村を1つの区画とした。

## 利用上の注意

- 1 統計表及び図表の数値は、特にことわり書きのない限り、各年1月1日現在の数値を示す。
- 2 統計表において「-」印は皆無又は該当数字のないことを、「△」印は減を、「0.00」は表章單位未満を示す。
- 3 統計表において構成比を示す数値は、四捨五入してあるため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- 4 住民基本台帳人口は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)」により外国人登録制度が廃止され、「住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)」により外国人住民についても住民基本台帳制度の対象となつたため、平成25年1月1日現在からの住民基本台帳人口には外国人住民が含まれている。

この報告書についての照会は  
総務省統計局人口統計課人口動態統計係  
電話 03-5321-1111(代表)  
内線 25-511・512  
03-5388-2531 (直通)